

全国木材検査・研究協会認定業務規程

全国木材検査・研究協会

第1章 総 則

(書類番号)

(適用の範囲)

第1条 この規程は、一般社団法人全国木材検査・研究協会(以下「全木検」という。)が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号、以下「JAS法」という。)に基づいて行う認定に関する業務について、その運営方針、運営体制及び実施方法その他必要な事項を規定する。

(定 義)

第2条 この規程で用いる用語の定義は、JAS法及び関係政省令(以下「JAS法令」という。)によるほか、次のとおりとする。

(1) 認定

JAS法第14条第1項(外国製造業者等にあつては第19条の3第1項)に定める製造業者等が、認定の技術的基準に定める要求事項を満たすことを、全木検が認めること及びその手続きをいう。

(2) 適合性の審査

製品、品質システム及び格付システム等が該当する日本農林規格及び認定の技術的基準の要求事項を満たしている程度を書類審査、実地調査及び製品検査(製造工程を代表する製品が日本農林規格に適合することを当該日本農林規格に定める方法を用いて確認すること。)により系統的に調査すること。

(3) 認定の審査

認定の技術的基準に適合することを書類審査及び実地調査にて確認すること。

(4) 認定の判定

適合性の審査及び認定の審査の結果に基づき、当該製造業者等の認定の可否を判定すること。

(5) 監査

認定事業者が、認定後も継続して認定事項を満たしていることを確認するため、書類審査、実地調査及び製品検査を行うこと。

(6) Aタイプ認定事業者

認定の技術的基準を満たし、認定を受けたものについて、自ら検査、格付けを実施し、JASマークを表示する認定事業者のこと。

(7) Bタイプ認定事業者

認定の技術的基準のうち、格付け検査担当者の資格を有する者を置かない等の理由により、自ら格付けのための試料の検査を行わず、検査を外部の第三者検査機関に行わせ、その検査に基づいて判定、格付けを実施し、JAS マークを表示する認定事業者のこと。

(8) 第三者検査機関

格付けのための試料の試験・検査を行う機関であり、検査を適正に行い得る機械器具及び人員を有し、その人員は検査を公正に実施するものであること。

(認定業務の方針)

第 3 条 全木検が行う認定に関する業務の方針は次のとおりとし、全ての活動はこれに基づいて行うものとする。

- (1) 認定に関する業務を公平、公正、迅速に提供するものとする。
- (2) 認定に関する業務の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努めるものとする。
- (3) 認定に関する業務の機密保持、客観性及び公平性に関しては、他の業務部門からの影響の排除に努めるものとする。
- (4) 認定に関連する講習会等を必要に応じて開催する等、JAS 制度の適正な運営に寄与するものとする。
- (5) 認定に関する業務に対しては営利的、財政的、その他の圧力等に実質的影響を及ぼされないようにする。

(法的地位及び責任)

第 4 条 全木検は、定款の定めるところにより、JAS 法に基く登録認定機関として登録され、認定に関する業務を行うものとする。

2 全木検は、登録認定機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、全木検が行う全ての認定に関する業務に責任を負うものとする。

(認定の範囲)

第 5 条 全木検の登録の区分は、JAS 法施行規則第 40 条に定める一般材、押角、耳付材、合板（航空機用のものを除く。）及び床板で、JAS 法第 14 条第 1 項に基く製材についての製造業者等の認定の技術的基準（以下、「認定の技術的基準」という。）（平成 13 年 8 月 28 日農林水産省告示第 1137 号、最終改正平成 19 年 11 月 22 日農林水産省告示第 1466 号）の製材の種類及び枠組壁工法構造用製材の種類について認定を行うものとする。

2 前項の製造業者等の認定の技術的基準に基き認定する製材の種類に係る品目は①～⑤までとし、品目に係る区分は、①から⑤の品目に特定する区分とする。

① 構造用製材（円柱類を含む。）

区分は、構造用製材、人工乾燥構造用製材、保存処理構造用製材、機械等級区分構造用製材

② 造作用製材（耳付材を含む。）

区分は、造作用製材、人工乾燥造作用製材、保存処理造作用製材

③ 下地用製材（まくら木、押角及び耳付材を含む。）

区分は、下地用製材、人工乾燥下地用製材、保存処理下地用製材

④ 広葉樹製材（まくら木、耳付材を含む。）

区分は、広葉樹製材、人工乾燥広葉樹製材、保存処理広葉樹製材

⑤ 枠組壁工法構造用製材（MSR製材のうち引張強度を表示する工場を除く。）

区分は、枠組壁工法構造用製材、人工乾燥枠組壁工法構造用製材、保存処理枠組壁工法構造用製材

3 JAS法第14条第1項に基き認定のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資の製造業者等の認定の技術的基準等（以下、「全数検査の技術的基準」という）（平成18年2月7日農林水産省告示第125号）に基き認定する農林物資は、平成18年2月7日農林水産省告示第124号に定める乾燥処理、保存処理及び機械等級区分を施していない一般材（集成材、単板積層材、構造用パネル、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法たて継ぎ材を除く。）とする。

4 認定の単位は、製造業者の製造工場ごと、製造工場を特定した輸入業者又は販売業者ごとに行うものとする。

（認定に関する業務を行う区域及び対象）

第6条 全木検が認定に関する業務を行う区域は、北海道を除く全国の区域及び外国とする。

2 北海道を除く全国の区域にあっては、製造業者等、外国にあっては、製造業者を対象とする。

3 全木検の認定に関する業務を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称： 一般社団法人全国木材検査・研究協会

所在地： 東京都千代田区永田町2丁目4番3号

製品検査施設 名称： 東京農業大学林産化学研究室
所在地： 東京都世田谷区桜丘 1-1-1
〃 名称： (財)日本住宅・木材技術センター
試験研究所
所在地： 東京都江東区新砂 3-4-2
〃 各都府県木(協)連等

(組 織)

第 7 条 全木検の認定に関する組織は、別に定める内部組織規程〔1〕及び組織図〔2〕のとおりとする。 (1) 1-1
(2) 1-1

2 認定の過程に直接関わる全木検の組織及び委員会の設置及び運営については、公平、公正に実施し、認定の決定を左右しかねないいかなる営利的、財政的、その他の圧力にも影響されない組織として、認定の機密保持、客観性又は公平性を保つものとする。

(理事長の責任)

第 8 条 全木検の理事長(以下、「理事長」という。)は、認定に関する業務に係る経営資源の確保、運営方針の策定、認定に関する業務の実施及び監督並びに認定の授与、維持、拡大、縮小、格付業務の停止及び取消しに関する決定について責任を負うものとする。

(理事長の権限の委譲)

第 9 条 理事長は、その責任において業務の実施及び監督に係る権限のうち、理事会審議事項、社員総会審議事項以外の権限を専務理事に委任できるものとする。

(業務時間)

第 10 条 全木検が認定に関する業務を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 業務時間は、9時から17時までとする。
- (2) 休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末の12月29日から31日並びに年始の1月2日及び3日とする。
- (3) 全木検と認定申請者又は認定事業者との間において、事前に認定に関する業務を行うための日時の調整が図られている場合は、前項の規定によらないで行うことができるものとする。

第2章 認定に関する業務に従事する者の資格等

(認定に関する業務を行う者の職務)

第11条 認定を行う者の職務は、製品検査、書類審査、実地調査、判定、監査及び内部監査の業務とする。

上記の業務を行う者は、検査員、審査員、判定員及び内部監査員(以下「検査員等」という。)の資格者養成研修要領〔1〕に定める研修課程を終了して全木検に登録した者であって、検査員等資格基準〔2〕に定められた資格を有する者とする。

(1) I-7

(2) I-6

- 2 検査員は、格付け予定製品又は格付け製品の製品検査を行い、製品の該当する日本農林規格の適合性を検査するものとする。
- 3 審査員は、製造業者等の認定申請に際し、製品、品質システム及び格付システム等に該当する製材の日本農林規格又は認定の技術的基準への適合性を書類審査、実地調査及び認定後の監査を実施すること。又、検査員の行った製品検査結果及び実地調査の結果から、認定申請者が常に製材の日本農林規格に適合する製品を供給する能力を審査すること、その他この規定において審査員が行うこととされている業務を行うものとする。
- 4 判定員は、審査結果に基き認定のための判定及び監査に基く判定を行なうこと、その他この規定において判定員が行うこととされている業務を行うものとする。
- 5 内部監査員は、登録認定機関としての業務が、計画的、かつ、体系的な方法で適切に実施されていることを定期的に検証するための内部監査及びその他この規程において内部監査員が行うこととされている業務を行うものとする。
- 6 検査員等は遂行する業務に対して適格でなければならない。

(検査員等の任命)

第12条 理事長は、検査員等の任命を以下のとおり行う。

- (1) 検査員は、検査員等の資格基準に定める資格を有する者から理事長が任命する。
- (2) 審査員は、検査員等の資格基準に定める資格を有する者から理事長が任命する。
- (3) 判定員は、検査員、審査員の資格を有する者のうち、該当認定の検査・審査に従事しない者から、理事長が任命するものとする。

2 理事長は、検査員等の資格を持つ者の名簿及び履歴の内容の記録書を作成し、保管するものとする。

なお、検査員等の履歴に関する資格の変更若しくは追加事項等については、その都度記録を更新し、直近の記録の保持に努めるものとする。

3 理事長は、審査員、判定員、技術専門家として委嘱する場合は、別に定める認定審査等に従事する者の遵守事項についての指図書^{〔1〕}を手交して、JAS法に定める下記の各事項の遵守のほか、他の業務部門からの不当な影響を与えられることなく、公正に業務を行うことを書面により求めるものとする。〔1〕 I-8

(1) 検査員等は、JAS法第17条の14に定める秘密保持義務及び全木検の定める認定業務規程第16条の1の別に定める機密保持細則^{〔2〕}を遵守すること。〔2〕 I-10

(2) 個別の申請に伴う認定申請者又は個別の監査に伴う認定事業者との現在及び過去における関係を明言すること。

第3章 認定に関する業務の管理

(内部監査)

第13条 理事長は、認定に関するそれぞれの部門における業務が適切に実施され、引き続き有効であることを検証するために、内部監査を内部監査実施要領^{〔3〕}に従って、毎年、定期的実施するものとする。〔3〕 I-3

(マネジメント・レビュー)

第14条 理事長は、本規程をはじめ認定に関する諸規定並びにこれらに基づく認定業務に関する手順及び方法について、適切であり、かつ、有効であることを確認するために、定期的にマネジメント・レビューを実施するものとする。

2 マネジメント・レビューの手順は、マネジメント・レビュー実施要領^{〔4〕}によるものとする。〔4〕 I-4

(不適合業務)

第15条 理事長は、別に定める不適合業務の是正及び予防等取扱い要領^{〔5〕}に従って、不適合な業務の是正及び予防に努めるものとする。〔5〕 I-5

(機密保持)

第16条 全木検の役職員、全木検の指揮のもと検査員等及び全木検の名のもとに活動する各種委員会並びに外部の機関又は個人を含む全ての関係者

は、別に定める認定事業における機密保持細則〔1〕に基き、認定に関する業務の遂行上知り得た情報を外部へ開示し又は自己の利益に使用してはならない。

2 JAS 法及びその他の法律で求められる場合を除き、特定の製品、特定の認定申請者又は認定事業者に関して、認定に関する業務の遂行上知りえた情報は、当該認定申請者又は当該認定事業者の書面での同意がない限り第三者に開示してはならない。

3 JAS 法及びその他の法律で第三者に情報を開示する場合は、その情報を当該認定申請者又は認定事業者に通知するものとする。

(禁止業務)

第 17 条 検査員等は、全木検の認定を受けようとする製造業者等に対して、認定を得る上で障害となる事項への対処方法についての助言又はコンサルタントサービスを行ってはならないものとする。

2 全木検は、認定対象農林物資の製造及び販売を行わない。

3 全木検は、認定に関する業務の機密保持、客観性又は公平性を損なうような製品の販売又はサービス提供を行わない。

(外部監査の受入れ)

第 18 条 全木検は、農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる監査があるときは、これを受入れ、協力するものとする。

(文書の整備及び文書の管理)

第 19 条 全木検は、認定に関する業務に係る文書管理要領〔2〕に基き適切に管理するものとする。

2 全木検は、以下に関する文書を用意し、要請に応じて閲覧又は交付できるようにしておくものとする。

(1) 全木検の権限についての情報及び認定業務に使用する熟語等の解説〔3〕

(2) 認定の授与、維持、拡大、縮小、格付業務の停止又は格付の表示を付した製品の出荷停止並びに認定の取消しを含む認定に係る手順の説明書

(3) 認定に関する業務における審査及び判定方法の情報

(4) 全木検の財政的基盤を確保する手段

(5) 認定申請者及び認定事業者が支払うべき費用

(6) 認定申請者及び認定事業者の権利及び義務(格付の表示の取扱い方法等を含む。)

(7) 苦情・異議申し立て及び紛争の処理手順

- (8) 認定事業者及びその認定対象農林物資のリスト
- (9) 財務諸表等(財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書)

第4章 認定申請

(認定に関する情報の提供)

第20条 全木検は、認定の手続き、全木検の要求事項、費用及び納入方法、標準審査期間、認定申請者の権利・義務その他認定に関する情報について、全木検を利用する認定申請者に文書等により提供するものとするほか、追加情報について求められた場合には、認定申請者に提供するものとする。

2 全木検は、認定を希望する事業者から認定申請書を受け取る際に、第35条の認定事業者の義務の各項が求められることを周知するものとする。

(認定申請)

第21条 全木検は、認定申請者から別記様式1に定める認定申請書⁽¹⁾(正副2通)が提出されたときは、以下の場合を除き、認定の申請を受け付けるものとする。また、申請の受付を拒否する場合は、その理由を認定申請者に通知するものとする。

- (1) 格付の表示の除去若しくは抹消の命令に違反し、または報告の求めを拒否し、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立ち入り検査を拒否、妨害、若しくは忌避したことにより、罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から1年が経過していない者からの申請の場合
- (2) 全木検または他の登録認定機関から認定を取り消されてから1年が経過していない者からの申請の場合
- (3) 認定の取消しの日前30日以内にその取り消しに係る認定事業者の業務を行う役員であった者で、その取り消しの日から1年が経過していない者からの申請の場合
- (4) 認定申請者から全木検の認定業務規程に従わない旨の表明があった場合

2 全木検は、JAS法第14条第1項の認定申請のうち、同法施行規則第46条第2項により、全数検査の技術的基準(平成18年2月7日農林水産省告示第125号)に基く認定の申請書の提出が行われた場合に、全数検査を対象とする認定の審査をするが、書類の審査及び検査に関する各事項は、全木検が別に定める全数検査を条件とする認定工場制度の申請等実施要領⁽²⁾(以下、「全数検査申請要領」という。)による認定申請書を受理して実施するが、

(1) II-6

(2) 全数-1

前記第 1 項の(1)から(4)の場合を除き受け付けるものとする。

なお、前記第 1 項の(1)から(4)により申請の受付を拒否する場合は、申請の受け付けを拒否する理由を付して認定申請者に通知するものとする。

(申請の受付)

第 22 条 全木検は、認定申請の受付に当たっては、次の事項について不備等がないことを確認し、記録するものとする。

- (1) 申請のあった認定対象が第 5 条に定める認定業務の範囲内であること。
- (2) 認定申請書の内容に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (3) 申請内容に明らかに瑕疵がないこと。
- (4) 認定申請者と全木検との間に生じる理解の違いが全て解消されていること。

2 前項の規定において、認定申請書に不備等を認めるときは補正を求め、補正に応じないときは受付できない理由を通知するものとする。

3 第 1 項において不備等がないことを確認できた場合または前項において補正された場合で申請が受付された場合には、認定申請書受理台帳〔1〕に記載のうえ、認定申請書に受付印を押印し、その写しを認定申請者に交付する。

〔1〕 II-8

4 認定申請者が正当な理由なく、認定に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合は、全木検は契約を解除することができるものとする。

5 全数検査を条件とする申請の受付は、前各項のほか第 21 条の 2 の全数検査申請要領等により確認して全数検査認定申請書受理台帳〔2〕に記載して受け付けるものとする。

〔2〕 全数-11

第 5 章 適合性の審査の準備

(検査員及び審査員の指名)

第 23 条 理事長は、当該審査及び検査を行わせる検査員、審査員を名簿に基づいて指名して、審査及び製品検査を実施することを命ずるものとする。

2 検査員等の指名に当たっては、認定申請者からの業務実施場所及び特別な要請について配慮するものとする。

3 指名された者は、当該認定申請者と特別な関係がある場合は、その旨を申出なければならないものとする。

(審査計画書の作成及び通知)

第 24 条 全木検は、書類審査を始めるに当たり、別記様式 2-1〔3〕による審査計画を作成して申請書提出者に通知し、通知後 1 週間過ぎても異議の申し出

〔3〕 III-2

がなければ、正式に検査員等を指名して、その検査員等に認定申請書及び認定審査要領を手交する。

書類審査が終了後、実地調査を行うに当たっては、認定申請者と協議して、別記様式 2-2 ^[1] に定める実地調査計画書を作成して認定申請者に通知するものとする。

(1) III-4

第6章 適合性の審査

(適合性の審査)

第 25 条 審査員は、認定申請書が認定の技術的基準に適合しているかどうかの適合性の審査を行い、書類審査が適合していることを確認の後実地調査を行う。この適合性の審査に当たっては、別に定める「認定申請に係る認定審査業務要領」^[2] に基づき行うものとする。

(2) III-1

2 検査員は、認定申請者が常に JAS 規格に適合する製品を供給する能力を有するかどうかの製品検査を、別に定める「製品検査実施要領」^[3] に基づき行うものとする。

(3) V-1

3 全数検査認定基準に基づく認定は、別に定める「全数検査申請要領」^[4] に基づき提出された認定申請書が「全数検査の技術的基準」(農林水産省告示第 125 号)に適合しているかどうかの審査を申請書類で行い、書類審査が適合していることを確認した後実施調査を行うと共に、申請された品目に関わる製品の全数について、日本農林規格に基づき検査を実施するものとする。

(4) 全数-1

4 製品検査を実施する場合にあっては、別に定める「製品検査に係る組織及び機械等の管理体制実施細則」^[5] に基づき管理され、且つ、それらの管理が確認された検査機器を使用するものとする。

(5) V-7

(適合性の審査結果の通知)

第 26 条 検査員及び審査員は、書類の適合性の審査、実地調査の適合性の審査及び製品検査の終了後、別記様式 5-1 ^[6] の書類審査報告書、別記様式 6-1 ^[7] の実地調査報告書及び別記様式 7-1 ^[8] の製品検査報告書(以下「報告書」という。)をそれぞれ速やかに作成して理事長に報告し、理事長はその内容を認定申請者に速やかに別記様式 5-2、6-2、7-2 ^[9] をもって通知するものとする。

(6) III-3a

(7) III-5a

(8) III-6a

(9) III-3b,

III-5b、III-6b

2 前項の報告書(通知書)には、審査登録の要求事項に適合するために、認定申請者が是正すべき事項を特定するものとする。

3 前1項の報告書(通知書)には、①日付、②報告書(通知書)に責任を持つ者の氏名、印、③実施した場所の名称及び所在地、④審査した登録範囲(認

定審査対象の種類、品名、区分)、⑤是正すべき事項に係る不適合についての明確な記述、⑥実地調査の終了時の会議で、工場出席者に提示した情報と相違があった場合には、相違の説明等を記載すること。⑦製品検査報告書(通知書)の発行後における追記、訂正事項については、報告書(通知書)に責任を持つ者の追記、訂正書の追加報告書(通知書)として追加報告書(通知書)の提出日付、氏名、印をもって行うこととする。

(適合性の審査に関する是正処置)

第 27 条 理事長は、認定申請者に対し、通知書で指摘した事項については是正を求め、その結果を期限を示して報告を求めるものとする。

2 理事長は、報告された内容について、全面的又は部分的な再審査が必要かどうか、又は処置に関する書面での回答を審査中に確認することで十分と認められるかどうかについて、認定申請者に通知する。

3 書類上で確認できる軽微な是正については、審査員の書類での確認とし、品質システムに係る重要な事項若しくは現地等における確認審査が必要な場合には、現地の確認審査を実施し、是正の確認が出来れば是正されたものとして報告をする。

(報 告)

第 28 条 審査員は再審査の結果を報告書に追記し、速やかに理事長に報告するものとする。

理事長は、その報告書の内容を確認し、認定申請者に対して通知書を送付する。

第 7 章 認定の審査及び判定

(判定委員会等)

第 29 条 理事長は、認定申請書、製品の試験、品質システム及び格付システム等に関する適合性の審査結果の報告書について、判定員及び技術専門家で構成する判定委員会を開催し、総合的に適合性を審議し判定するものとする。

ただし、JAS 法施行規則第 46 条第 2 項の「全数検査の技術的基準」に基づく認定の判定は、判定委員会を開催しないで、判定員に委ねて判定するものとする。

2 判定員及び技術専門家は、理事長が指名するものとする。

3 判定委員会の運営は、別に定める「判定委員会実施要領」⁽¹⁾ に基き実施す

(1) I-12

るものとする。

(認定の可否及び通知)

第 30 条 判定委員会若しくは全数検査の判定員は、適合性の審査報告書について、認定の技術的基準に基き、認定の可否について審議・判定を行い、理事長に報告するものとする。

2 理事長は、判定の結果を速やかに認定申請者へ通知するものとする。

3 判定の結果、否の工場等には、理由を付して通知するものとする。

(認定申請の取下げ)

第 31 条 理事長は、認定申請者の都合により判定結果の通知前に認定申請を取下げる場合は、その旨の理由を記載した別記様式 8 ^[1] の取下げ書の提出を求めるものとする。 (1) II-9.

(認定の登録)

第 32 条 理事長は、適合となった認定申請者に対し、別に定める認定に際し遵守すべき事項 ^[2] を示すとともに、認定に関し必要な事項を確認の上認定の登録を行うものとする。 (2) II-13

(帳簿の作成及び保存)

第 33 条 全木検は、認定申請に係る農林物資の種類ごとに別記様式 3 ^[3] に定める認定に関する帳簿に記載して、最終の記載の日から 5 年間保存するものとする。 (3) II-10

(認定証及び認定書の交付)

第 34 条 理事長は、認定台帳に適合として登録を行ったときは、別記様式 4-1 ^[4] の認定通知書をもって、当該認定申請者に通知を行うものとし、別記様式 4-2 ^[5] の認定証を交付するものとする。また、全数検査による認定台帳に適合として登録を行ったときは、別記様式 4-3 ^[6] の全数検査認定書をもって通知するものとする。 (4) II-11 (5) II-12 (6) 全数-7

2 理事長は、認定工場等の認定を取り消した時、格付の中止若しくは出荷停止を求めるとき等は認定証の返還を求めるものとする。なお、認定工場等が自ら事業を廃止したときも同様とする。

3 理事長は、認定証及び認定書の記載内容に変更があった場合には、認定証及び認定書を再交付するものとする。

第8章 認定事業者の義務

(認定事業者の義務)

第35条 全木検は、製造業者等を認定する際に、認定事業者の義務として以下の事項を求めるものとする。

- (1) 認定に係る事項が、認定の技術的基準の要求事項及び全木検の要求事項に適合するよう維持すること。
- (2) 格付けの表示に係る JAS 法の規定を遵守すること。
- (3) 農林水産大臣の行う格付けの表示の改善命令に違反し、又は農林水産大臣による報告の請求を拒否、虚偽の報告又は農林水産大臣若しくは農林水産消費安全技術センターの立入検査の拒否、妨害若しくは忌避をしてはならないこと。
- (4) 認定事項を変更する場合は、変更内容について事前に全木検に届け出て、その指示に応じること。^[1] (1) II-15
- (5) 該当する製品の製造事業等を廃止しようとする場合又は認定の継続を望まない場合は、事前に全木検に届け出てその指示に応じること。^[2] (2) II-16
- (6) 認定を受けている旨の広告又は表示等の表明を行うときは、認定に係る農林物資以外の製品について全木検の認定を受けていると誤認させ、又は全木検の認定の審査内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させる恐れのないようにすること。
- (7) 認定を受けている旨の広告又は表示等の表明を行うときは、認定に係る農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- (8) 全木検が、(6) 又は (7) の規定に違反すると認めて表明の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。
- (9) (6) 又は (7) のほか、他人に認定、格付け又は格付けの表示に関する情報の提供を行うに当たっては、認定に係る農林物資以外の製品について全木検の認定を受けていると誤認させ、又は全木検の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させる恐れのないように努めること。
- (10) 前年度の月別格付け実績表に年度合計を付して、毎年4月15日までに全木検に報告すること。
- (11) 全木検が行う審査及び監査において、必要な製品検査、品質システム及び格付けシステム等に関係する全ての場への立ち入りと記録の閲覧及び報告に応じるとともに、全木検との面接のための準備を行うこと。

(12) 全木検が認定に係る監査によらない必要な調査が生じた場合も(11)と同様に応じること。又この結果、必要な場合には格付の表示の中止または該当製品の格付の表示の抹消の要請に応じること。

(13) 認定事業者が(1)から(11)までの項に違反し、または(12)の調査を拒否、妨害若しくは忌避したときは、全木検は認定の取消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求できること。

(14) 認定事業者が、(13)の請求に応じないときは、全木検はその認定を取り消すこと。

(15) 認定の取消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止の場合には、認定に関する全ての表示を中止するとともに、該当製品の格付の表示の抹消を行い、認定証等の返却をすること。

(16) 製品の格付に関連して持ち込まれた苦情に対して、適切な処置及び処理責任を負うとともに、その記録を全木検の求めに応じて、利用させること。

又、これらの苦情及び認定要求事項への適合性に影響を与える製品の不備に関して、該当製品の格付の表示を抹消する等の適切な処置をとり、文書化すること。

(17) 認定事業者が行う格付において、格付を担当する者は、JAS 法令が改正になった場合又は定期的（3 年毎）に全木検の研修会等を受講すること。

(18) 認定事業者が自ら格付のための検査を行う場合、全木検が検査の信頼性を確認するための検査の求めに応じること。

(19) 認定事業者は債務決済（認定手数料等）を支払期日に履行すること。

(20) 全木検が次の事項を公表すること。

ア 認定事業者の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類及び区分、認定に係る工場の名称、所在地、認定の年月日、認定番号及び格付の表示の表示範囲

イ (13)の項による請求をしたとき又は認定を取り消したときは、当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由

ウ 格付に関する業務を廃止したときは、当該農林物資の種類及び区分並びに廃止年月日

(21) 日本農林規格の改正、国又は全木検の認定の基準の変更が行われた場合には、全木検の指示に従うこと。

2 全数検査による認定の場合は、上記第 1 項に加えて、平成 18 年 2 月 7 日農林水産省告示第 125 号第 2 の二の 1 の(1)の③のイの項に基づき、全木検が適合すると確認したのもののみについて格付を行うことが出来るものとする。

第9章 認定の維持

(監査)

第36条 全木検は、認定製造業者等が、その後も継続して当該農林物資の認定の技術的基準を満たしているかどうかの確認のための監査を行う。

この監査の手順は、第23条から第28条までの審査の手順に準ずるものとし、対象認定工場等と事前打合せのうえ、別記様式9〔1〕に定める監査のための調査計画書を作成・送付して、別に定める「監査実施要領」〔2〕に基き、定期監査の手順に従って、認定工場等の書類審査及び実地調査を行うとともに、製品検査実施要領〔3〕に基き、JAS格付製品のJAS規格への適合性の検査を行う。

〔1〕 IV-3

〔2〕 IV-1

〔3〕 V-1

その適合性については、検査員及び審査員は別記様式10-1〔4〕の監査報告書並びに別記様式7-1〔5〕の製品検査結果報告書(サーベランスの結果報告書として活用する。)により理事長に報告し、理事長はその内容を認定事業者に速やかに別記様式10-2、7-2〔6〕をもって通知するものとする。

〔4〕 IV-4a

〔5〕 III-6a

〔6〕 IV-4b,

2 全数検査に係る認定製造業者が、全数検査の技術的基準を満たしているかどうかの確認のための監査を、全数検査申請要領により行う。

III-6b

なお、もし1年を経過しても次回の全数検査方式の格付予定がない場合は、認定を辞退することが出来るものとする。

3 監査は、認定年月日又は前回の認定事項の監査日から概ね1年を超えない期間内で定期的実施するとともに、全数検査にあつては格付の都度実施するものとする。

(変更届の追加審査又は追加監査)

第37条 全木検は、認定事業者から認定事項に関する変更届の提出があつた場合又は認定事業者が認定事項を変更したことを知つた場合、その内容が品質に係る基準を変更して規格の品質性能基準・等級の変更等製品化の品質システムに重大な変更があると認めた場合は、変更届を提出させたいうえ第23条から第28条までの審査の手順に準じて追加審査を実施するものとする。

又、追加監査の手順は、36条の手順に準ずるものとする。

2 理事長は、追加審査又は追加監査の結果、是正すべき事項がある場合には、認定事業者に対し認定の技術的基準に適合していることが確認できるまで、製品出荷停止等を文書で通知するものとする。

(情報提供等に基く認定事項の臨時監査)

第38条 理事長は、第36条及び第37条に定める場合のほか、第三者から情報提供その他の方法により、認定事業者の製品がJAS規格に適合していない

可能性を示す何らかの情報があつた場合、若しくは認定事業者が認定の技術的基準に適合しない恐れのある情報があり、事実を把握したときは認定事項の臨時監査を行うものとし、その手順は、第 36 条の手順に準ずるものとする。

(監査結果に基く判定)

第 39 条 理事長は、第 36 条から第 38 条に定める監査、追加監査又は臨時監査を実施したときは、判定委員会（全数検査の場合は、以下「判定員」と読み替えるものとする。）を開催し、それらの結果の審議を行わせるものとする。

2 判定委員会は、前項の審議において、認定の維持、認定範囲の縮小若しくは拡大、認定の取消、格付業務の停止又は格付の表示を付した製品の出荷停止等について判定を行い、理事長に報告するものとする。

3 判定委員会の判定基準は次のとおりとする。

(1) 認定の維持

認定製造業者等が認定の技術的基準に引き続き適合していること。

(2) 認定の縮小又は拡大

認定範囲の変更後の状態が認定の技術的基準に適合していること。

(3) 格付業務の停止又は格付の表示を付した製品の出荷停止

別に定める認定事業者の「違反の内容と処分の種類及び登録認定機関の対応の基準」^[1]による。

[1] IV-5

(4) 認定の取消し

別に定める認定事業者の「違反の内容と処分の種類及び登録認定機関の対応の基準」^[1]による。

4 理事長は、判定結果を認定事業者に通知するものとする。ただし、認定の取消しを通知しようとするときは、その 1 週間前までに当該認定の取消しに係る事業者はその旨を知らせ、弁明の機会を与えるものとする。

5 全木検は、監査結果又は再審査結果の記録を文書化し、最終の記載の日から 5 年間保存するものとする。

第10章 その他認定に関する業務に関し必要事項

(品質管理及び格付を担当する者への講習会等)

第40条 全木検は、認定申請者又は認定事業者の品質管理及び格付を担当する者への講習会等を別に定める資格者養成等研修会実施要領〔1〕に基き実施するものとする。 (1) I-13

(検査員及び審査員の外部委嘱等)

第41条 全木検は、認定申請書の審査、当該工場等の実地調査及び製品検査等の認定業務について、県を単位とする木材組合連合会等に勤務する者と委託契約を結ぶことが出来るものとし、その場合にあっては、別に定める「機密保持及び利害の相反に関する取決事項」〔2〕を定めて、協定文書〔3〕をとりかわすものとする。 (2) I-11 (3) I-11

なお、理事長が個別の検査等について外部委嘱者を検査員等に指名する場合は、申請者の同意を得るものとする。

- 2 全木検は、委託契約した者の行う業務に対する責任は全てを持つものとし、認定の授与、維持、拡大、一時停止又は取消しに関しては、自から実施する責任を負うものとする。
- 3 委託契約を行おうとする者は、登録認定機関であった(社)全国木材組合連合会が実施した検査員等の資格者養成研修を受講して登録した者、全木検が実施する資格者養成研修を受講又は全木検が同等と認めた資格者研修を受講して登録した者で、かつ、認定事業において検査員の経験等(第11条の1の製品検査員、審査員及び判定員の資格基準)を満足する者とする。

(品質検査の外部委託)

第42条 全木検は、認定の適合性の審査又は監査のうち、製品検査は、認定申請者の同意がある場合に限り、外部へ委託することが出来るものとする。

なお、委託契約により委託を行う業務に対する全ての責任は、全木検が負うものとする。

- 2 委託は、次のいずれかを満たす機関と、機密保持及び利害に関する事項を含む適切な契約を取り交わして行うものとする。
 - (1) ISO/IEC 17025 を基準とした試験所認定制度において、該当する検査方法の認定を受けた機関
 - (2) 前項の同等以上の機関として、全木検が認めた機関

(JAS法又は日本農林規格の改正等)

第43条 全木検は、JAS法の認定に係る基準の改正又は日本農林規格の改正が行われた場合は、認定事業者等に改正後速やかに適正な通知をするとともに、認定事業者には必要な措置を講ずることを求めるものとする。また、全木検は、認定事業者が求められた期間内にどのように対応したかを検証するものとする。

(苦情、異議申し立て及び紛争の処理)

第44条 全木検は、認定申請者又はその他の者から持ち込まれる苦情、異議申し立て及び紛争について、別に定める「苦情、異議申し立て及び紛争処理要領」^[1]に従って処理するものとする。

[1] IV-6

2 全木検は、賠償責任などの債務に対して適切な備えをしておくものとする。

(認定証及び格付の表示の管理)

第45条 全木検は、認定事業者に認定証及び格付の表示の管理を適切に行わせるものとする。

2 全木検の役職員は、認定事業者による、格付の表示の不適正な使用を見つけたときは、理事長に報告し、その処置について指示を仰ぐものとする。

3 全木検の役職員は、認定事業者による、宣伝、カタログ等においてJAS制度の不正確な言及、格付の表示又は登録認定機関名等の誤解を招くような使用を見つけたときは、理事長に報告し、その処置について指示を仰ぐものとする。

4 理事長は、前2項の報告があった場合は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

第11章 報告及び公表

(農林水産大臣への報告及び公表)

第46条 全木検は、以下の事項を遅滞なく農林水産大臣に報告するとともにインターネットを利用して公表し、事業所において公衆の閲覧に供するものとする。

(1) 製造業者等の認定及び変更

(2) 認定事業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求したときはその旨

(3) 認定事業者の格付業務の廃止

(4) 認定の取消し

2 理事長は、第 35 条の (10) の報告を受け、農林物資の種類ごとに取りまとめ、毎年度 9 月末までに農林水産大臣へ提出するものとする。

第 12 章 手数料等

(認定手数料等)

第 47 条 全木検は、認定手数料及び監査料その他手数料を別に定める「JAS 認定手数料等規程」^[1] (以下「手数料規程」という。)に基き徴収するものとする。 [1] II-4

2 外国製造業者にあつては、手数料及び旅費等は全て円建てとするものとする。

(旅費の負担)

第 48 条 全木検は、審査員が審査又は監査のため出張をするときは、全木検の旅費規程又は外国旅費規程に従って算出された経費を徴収するものとする。

(費用等の負担)

第 49 条 全木検は、認定申請者又は認定事業者に対して以下のものを要求するものとする。

(1) 製品の適合性の審査に必要な資料を無償で提供すること。

(2) 審査又は監査に必要な場所への立ち入り、施設の利用及び労務の提供をすること。

(3) 製品の適合性の審査のために必要な積み替え、運搬 (送料を含む)、開包又は梱包に要する費用を負担すること。

(4) 第 47 条及び第 48 条による手数料等の徴収にあつて、振込みにより納入される場合の費用を負担すること。

2 全木検は、財務諸表等 (財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書) の交付の請求があつた場合には、別に定める「JAS 認定手数料等規程」^[2] [2] II-4により手数料を徴収するものとする。

(委任)

第 50 条 この規程に定めるものの他、認定に関する業務に関し必要な事項 (要領、基準等) は、別に理事長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第 51 条 この規程は、平成 18 年 9 月 8 日(農林水産大臣が届出を受理した日)から施行する。

- 2 この改正規程は、平成 20 年 11 月 20 日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成 21 年 5 月 13 日から施行する。
- 4 この改正規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。
- 5 この改正規程は、平成 23 年 3 月 3 日から施行する。